

川崎市立看護大学授業料等の減免等取扱要綱

令和4年4月1日
4川看大第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立看護大学条例（令和3年川崎市条例第70号）第6条の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）に定めるもののうち、川崎市立看護大学（以下「本学」という。）に入学する者及び学生（以下「学生等」という。）に係る入学料、授業料（以下「授業料等」という。）及び川崎市看護大学条例（令和3年川崎市条例第70号）第5条第2項に規定される証明書交付手数料（以下「交付手数料」という。）の減免及び分納の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の減免対象者)

第2条 学生等が次の各号の一に該当するときは、授業料等を減免することができる。

- (1) 法第8条第1項に規定する授業料等減免対象者（以下「授業料減免対象者」という。）として承認した者
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「規則」という。）第19条第1項第2号に該当するものの、規則第10条第1項第2号から第7号に該当したことのみに基づき、授業料等減免対象者として承認されなかった者（以下「家計急変対象者」という。）
- (3) 前各号に掲げる者のほか、やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者

(授業料の分納対象者)

第3条 学生が次の各号の一に該当し、納付期限までに授業料の納付が困難と認められるときは、授業料の分納を認めることができる。

- (1) 経済的理由により授業料を一括して納付できない者
- (2) 前号に掲げる者のほか、やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者

(交付手数料の免除対象者)

第4条 本学で証明書を発行することができる者から証明書交付申請書が提出された場合、次の各号の一に該当するときは、交付手数料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 前号に掲げる者のほか、やむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者

(減免の額)

第5条 授業料等の減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令49号。以下「政令」という。）第2条に規定する額（以下「減免額」という。）とする。

2 交付手数料は、全額免除とする。

（授業料等の減免対象期間）

第6条 授業料等の減免対象期間は、政令第3条に準ずるものとする。

（減免及び分納の方法）

第7条 入学料の減免は、次の各号によるものとする。

（1）学校推薦型選抜合格者のうち、入学手続前に授業料等減免対象者として承認された者 入学料から減免額を差し引いた額を、所定の期日までに納付するものとする。

（2）学校推薦型選抜合格者のうち、入学手続後に授業料等減免対象者として承認された者 入学後に減免額を還付する。

（3）一般選抜合格者のうち、授業料等減免対象者として承認された者 入学後に減免額を還付する。

2 授業料の減免は、次の各号によるものとする。

（1）第9条に定める期限までに申請した者 授業料から減免額を差し引いた額を、所定の期日までに納付するものとする。

（2）授業料の納付期限後に授業料等減免対象者として承認された者及びやむを得ない事情により授業料の納付期限までに申請できなかった者 減免額を還付する。

3 授業料の分納は、前期又は後期ごとに認めるものとし、各期に納付すべき授業料を3回以内に分割して納付させるものとする。

（申請）

第8条 授業料等の減免及び授業料の分納に関する申請は、次の各号によるものとする。

（1）授業料等減免対象者のうち、授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の承認に関する申請書（第1号様式）又は継続して授業料等の減免を受けようとする者で家計が急変した者は、家計急変の事由が生じた者に関する現況申請書（第2号様式）に必要書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（2）家計急変対象者及びやむを得ない事情があり市長が特に必要と認めた者のうち、授業料等の減免を受けようとする者は、減免申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（3）授業料の分納を受けようとする者は、授業料分納申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

(4) 交付手数料の減免を受けようとする者は、減免申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(5) 授業料等減免対象者のうち、授業料等の減免を受けようとする者で、現在承認を受けているものとは別の事由により承認を受けようとする者は、授業料減免の変更承認に関する申請書（第16号様式）を学長に提出しなければならない。

（申請期限）

第9条 授業料等の減免申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、この限りではない。

(1) 入学前に減免申請をしようとする者 学長が別に定める日

(2) 入学後に減免申請をしようとする者 授業料の納付期限

(3) 家計急変対象者 家計急変に係る事由が発生した後3か月以内

2 授業料の分納申請は、当該期の授業料の納付期限までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、この限りではない。

（授業料等の納付の猶予）

第9条の2 授業料等減免対象者のうち、授業料等の減免申請を行っている学生等は、所定の期日までに納付すべき授業料等を猶予する。

2 独立行政法人日本学生支援機構による認定事由及び減免区分に従い、授業料等の減免を行い納付期限を改めて決定するものとする。

3 前項の決定により、授業料の分納申請が必要な場合は、前項で決定した納付期限までに行わなければならない。

（認定）

第10条 授業料等の減免並びに分納の決定通知は、次の各号によるものとする。

(1) 学長は、第8条第1号に規定する減免を承認した場合は、授業料等減免承認結果通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(2) 市長は、第8条第2号に規定する減免を承認した場合は、授業料等減免承認通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(3) 市長は、第8条第3号に規定する分納を許可した場合は、授業料分納許可書（第7号様式）により申請者に通知する。

(4) 市長は、交付手数料の免除を承認した場合は、当該証明書の交付をもって通知に代える。

(5) 学長は、第8条第5号に規定する減免を承認した場合は、授業料等減免変更承認結果通知書(第17号様式)により申請者に通知する。

(変更の届出)

第11条 授業料等減免対象者は、国籍、在留資格又は生計維持者に変更があった場合は、速やかに国籍・在留資格等変更届(第8号様式)又は生計維持者変更届(第9号様式)を提出しなければならない。

(適格認定)

第12条 学長は、規則第12条及び第13条に基づき授業料等減免対象者についての適格認定を行い、判定結果通知書(第10号様式)により通知する。

(減免及び分納の取消)

第13条 学長は、第10条各号に定める授業料等の減免又は分納を承認した者が、次の各号の一に該当する場合は、その承認を取り消し、承認取消通知書(第11号様式)により通知する。ただし、交付手数料の減免を承認した者は、この限りではない。

- (1) 規則第15条第1項各号に該当した場合
- (2) 当該年度の途中において、減免の理由を失った場合
- (3) 虚偽の申請、その他不正な手段により承認を受けた場合
- (4) 減免を承認した者が、納付すべき授業料等を納付期日までに納付しなかった場合

(減免の辞退)

第14条 学長は、授業料等の減免の承認を受けた者から辞退の申し出があった場合は、減免の支援停止申請書(第12号様式)の提出を求め、減免対象者としての承認の効力の停止に関する通知書(第13号様式)により、希望のあった月以降の減免承認の効力を停止する。

- 2 学長は、第1項により辞退の申し出を行った者から再開の申し出があった場合は、減免の停止解除(支援の再開)申請書(第14号様式)の提出を求め、希望のあった月以降で承認の効力を再開する。

(実績報告)

第15条 学長は、授業料等の減免の承認を受けた者が転学又は編入学等をし、異動先の大学等から請求を受けた場合は、減免の実績に関する報告書(第15号様式)により必要事項を報告するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めのないものについては、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市立看護大学学校推薦型選抜合格者に係る入学料の減免取扱要綱（令和４年１月11日施行
3 川看短第934号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の承認に関する申請書

年 月 日

川崎市立看護大学長 殿

私は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者として申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、承認を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)を通じ、川崎市立看護大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が川崎市立看護大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学 年		昼間・夜間・通信の別	☐ 昼(昼夜開講を含む) ☐ 夜 ☐ 通信	
	希望する承認事由		☐ 授業料等負担が困難		
			☐ 多子世帯		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない	
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙１－１）の提出が必要です。更に、本学に転学した学生等であって、転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が２つ以上ある場合は、あわせて（別紙１－２）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙１－３）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙１－１～１－３の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- へ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
② 定期的実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ２回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

※ 給付奨学金の申し込みを行わない場合は提出してください。

(別紙 1 - 1)

申請者（本人）について

申請者 (本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外		
		在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
			永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
			期在 限留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)
				(西暦) 年 月
	永日本 意住に 思する	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし		
		在学・履歴情報（通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について） ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。		
	学校名 (出身学校名)			
	卒業年月		年 月	
	あなたは、本学の1年次に入学しましたか。（転学により本校の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。			
はい ・ いいえ				
(上記「いいえ」と答えた人のみ回答)				
本学に転学する前に在学していた学校へ入学した年月				
(西暦) 年 月				
本学に転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月				
(西暦) 年 月				
本学に転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ありますか。				
はい ・ いいえ				
(※) 「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。				

施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。	
	はい ・ いいえ	
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)	
	児童養護施設に入所 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 ・ ファミリーホームで養育	
日本学生支援機構奨学金の利用有無について		
※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。		
	奨学生番号	

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏 名			
	現住所	(☐ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ			

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏 名			
	現住所	(☐ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			

年 1 月 1 日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
年 1 月 1 日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 （1万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2
		合計	

- ※
- 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。
- ①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分
- ※
- 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。
- ※
- 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。
- ※
- 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- ※
- 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の承認及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

扶養しているこどもの数の申告

生計維持者の扶養するこどもの数	人
-----------------	---

- ※
- こちらは多子世帯（扶養する子の数が3人以上である世帯が対象）に該当する場合に生計維持者の扶養するこどもの数を申告してください。併せて、生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「課税証明書」（原本）を添付してください。

※ 給付奨学金の申し込みを行わない場合は提出してください。

(別紙 1－2)

転学の履歴

本学に転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が 2 つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

- 転学とは、ある学校から別の学校の 2 年次以上に入学する場合をいいます。
- ※ 例えば、ある大学の 1 年次を修了した後、別の大学の 2 年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の 1 年次を修了した後、1 年以上を経過して、別の大学の 2 年次に入学した場合は、含まれません。）
- ※ 別の学校の 1 年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2 つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3 つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4 つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5 つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

※ 給付奨学金の申し込みを行わない場合は提出してください。

(別紙 1 - 3)

家計の急変に係る申告書

生計維持者 1	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者 1 の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A : 死亡 ☐ B : 怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C : 失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D : 震災、火災、風水害等に被災 ☐ E : 父母等による暴力等から避難 ☐ F : B～E のいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 (上記で A～E を選んだ人は記入してください)		(西暦)	年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D : 震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ） 申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難 (上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください) 就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）			

※ 「B : 怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙 1 - 4）をあわせて提出してください。

※生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

生 計 維 持 者 2	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
		生計維持者2の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ A：死亡 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：父母等による暴力等から避難 ☐ F：B～Eのいずれにも該当しない（事由が発生していない）		
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Eを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ）			
申込時点での状況 ☐ 被災により死亡 ☐ 被災により生死不明（行方不明） ☐ 被災により就労困難 （上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください）				
就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先（又は経営している会社）が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）				

※「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙1－4）をあわせて提出してください。

本人	氏名	
	家計急変の事由	
	本人の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 ☐ B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 ☐ C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 ☐ D：震災、火災、風水害等に被災 ☐ E：父母等による暴力等から避難 ☐ F：B～Eのいずれにも該当しない（事由が発生していない）	
	家計急変の事由が発生した年月 （上記でB～Eを選んだ人は記入してください）	(西暦) 年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。	
災害の内容（該当するものを選んでください） ☐ 地震、風水害、噴火等の自然災害 ☐ 火災又は爆発等 ☐ その他（ ） 申込時点での状況 ☐ 被災により就労困難 ☐ その他（ ） （上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください） 就労困難の理由 ☐ 被災による傷病 ☐ 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 ☐ 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） ☐ その他（ ）		

(別紙 1 - 4)

※ 給付奨学金の申し込みを行わない場合は提出してください。

休職証明書

(あて先) 川崎市立看護大学長

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
所属 (職名)	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■有給の場合の給与月額支払額 円 ※休職中の給与について、有給又は無給どちらかに○をつけてください。 ※有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規定を添付してください。

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

<証明者>

【住所】

【勤務先】

【役職・氏名】

大学等における修学の支援に関する法律による
家計急変の事由が生じた者に関する現況申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市立看護大学長

私は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の承認の継続に関して、家計急変の事由が生じたので現況を申請します。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、承認を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、川崎市立看護大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が川崎市立看護大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ				入学年月	年 月 入学
	氏 名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等				学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	☐ 昼 (昼夜開講を含む) ☐ 夜 ☐ 通信		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
		給付奨学金の奨学生番号				

※家計急変の事由が生じた生計維持者・本人について、記入してください。ただし、家計急変の事由が「死亡」の場合であって他に家計急変の事由が生じた者がいない場合は本紙は提出不要です。

家計急変の事由が生じた生計維持者①	フリガナ	姓	名	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()
	氏 名			生年月日	年 月
	現在の(就労等)状況について			☐ 状況に変更があります ☐ 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答)			☐ 就職しました (年 月)	
	状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			☐ 復職(職場復帰)しました (年 月) ☐ その他 ()	
家計急変の事由が生じた生計維持者②	フリガナ	姓	名	本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()
	氏 名			生年月日	年 月
	現在の(就労等)状況について			☐ 状況に変更があります ☐ 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答)			☐ 就職しました (年 月)	
	状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			☐ 復職(職場復帰)しました (年 月) ☐ その他 ()	
本人	現在の(就労等)状況について			☐ 状況に変更があります ☐ 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答)			☐ 就職しました (年 月)	
	状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			☐ 復職(職場復帰)しました (年 月)	
				☐ その他 ()	

- ※ 生計維持者に変更(父母の離婚、再婚等)がある場合は、「授業料等減免の生計維持者変更届(第9号様式)」をあわせて提出してください。
- ※ 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類を添付してください。(家計急変の事由が「生計維持者が死亡」の場合は不要)
 - ・雇用主が発行した給与明細書(前回提出後、3か月分)
 - ※複数箇所から給与を得ている場合、その全ての事業所からの給与証明書が必要

・給与明細書 (年 月分 ～ 年 月分)
・その他 ()

川崎市立看護大学減免申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

学籍番号

氏 名

※署名をしてください。

- ☐ 授 業 料
- ☐ 入 学 料 の減免を許可していただきたく次のとおり申請します。
- ☐ 証明書交付手数料

理 由	☐ 予期できない事由により家計が急変したため ☐ その他 ()
大学等に 進学するまでの期間 ※授業料・入学料の 減免申請者のみ記入	高等学校等の卒業年月 年 月 本学への入学年月 年 月 高等学校等を卒業してから本学に入学するまでの期間 ☐ 2 年以上 ☐ 2 年未満
添 付 書 類	☐ 第 1 号様式（別紙 1 － 3）※授業料・入学料の減免申請者のみ ☐ 生活保護受給証明書 ☐ 非課税証明書 ☐ 源泉徴収票 ☐ 給与支払証明書 ☐ 無職無収入証明書

注 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

川崎市立看護大学授業料分納申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

学籍番号

氏 名

※署名をしてください。

次の理由により、授業料の分納を申請します。

理 由 (詳しく記入してください。)	
分納対象期間・回数	年度 ☐ 前期 ☐ 後期 (分納回数 回)
添 付 書 類	☐ 非課税証明書 ☐ 源泉徴収票 ☐ 給与支払証明書 ☐ 無職無収入証明書 ☐ その他 ()

注 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免承認結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者として承認し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

1. 承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 第Ⅰ区分

☐ 第Ⅱ区分

☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

☐ 第Ⅰ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅱ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅲ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅳ区分 (多子世帯)

☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

入学料 円

授業料 円 (年 月分 ～ 年 月分)

4. 減免後の納付額

入学料 円

授業料 円 (年 月分 ～ 年 月分)

※ 月 日までに 円を納付してください。

(参考)

	減免前の金額	減免後の金額
入学料		
授業料 (年 月～ 年 月)		

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免承認結果通知書（不承認）

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、下記の通り、承認対象でないと判定したので通知します。

（ついては、 月 日までに所定の授業料等を納付してください。）

- ☐ 給付型奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する「学資支給金」をいう。）の申請を行い、認定対象でないと判定されている。
- ☐ 国籍・在留資格に関する基準（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第9条第3項）を満たしていない。
- ☐ 過去に授業料等減免対象者としての承認を受けたことがある。（施行規則第10条第1項第1号）
- ☐ 大学等に入学するまでの期間に関する基準（施行規則第10条第1項第2号～第7号）を満たしていない。
- ☐ 過去に授業料等減免対象者としての承認の取消しを受けたことがある。（施行規則第10条第1項第1号）
- ☐ 学業成績・学修意欲に関する基準（施行規則第10条第1項第8号、同条第2項第1号、同条同項第2号、同条第3項）を満たしていない。
- ☐ 家計に関する基準（施行規則第10条第2項第3号）を満たしていない。
- ☐ 必要書類が提出されなかった。

※ 授業料等を一旦徴収し、減免確定後に減免相当額を還付する場合は、括弧内の記載は不要

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免承認結果通知書（家計急変①）

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者として承認し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

1. 承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 第Ⅰ区分

☐ 第Ⅱ区分

☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

☐ 第Ⅰ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅱ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅲ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅳ区分（多子世帯）

☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3か月ごとに判定し、それ以降は1年ごとに判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1か月当たりの授業料減免額 円

入学料減免額 円

4. 減免後の納付額

入学料について、減免後の納付額は 円となります。 月 日まで
に、 円を納付してください。

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、
年 月頃に別途通知します。

(参考) 入学料の減免額等

減免区分	入学料減免額	減免前の入学料の額	減免後の入学料の額
	円	円	円

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1か月当たり)	減免前の授業料の額 (1か月当たり)	減免後の授業料の額 (1か月当たり)
年 4月		円	円	円
年 5月		円	円	円
年 6月		円	円	円
年 7月		円	円	円
年 8月		円	円	円
年 9月		円	円	円
年10月		円	円	円
年11月		円	円	円
年12月		円	円	円
年 1月		円	円	円
年 2月		円	円	円
年 3月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免承認結果通知書（家計急変②）

貴殿より申請のあった授業料の減免について、対象者として承認し、下記のとおり、
授業料の減免を行いますので通知します。

1. 承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 第Ⅰ区分

☐ 第Ⅱ区分

☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

☐ 第Ⅰ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅱ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅲ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅳ区分（多子世帯）

☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3か月ごとに判定し、それ以降は
1年ごとに判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。
新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1か月当たりの授業料減免額 円

4. 減免後の納付額

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、
年 月頃に別途通知します。

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1 か月当たり)	減免前の授業料の額 (1 か月当たり)	減免後の授業料の額 (1 か月当たり)
年 4 月		円	円	円
年 5 月		円	円	円
年 6 月		円	円	円
年 7 月		円	円	円
年 8 月		円	円	円
年 9 月		円	円	円
年 1 0 月		円	円	円
年 1 1 月		円	円	円
年 1 2 月		円	円	円
年 1 月		円	円	円
年 2 月		円	円	円
年 3 月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市立看護大学授業料等減免承認通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料等の減免について、次のとおり承認します。

1. 承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 第Ⅰ区分

☐ 第Ⅱ区分

☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

☐ 第Ⅰ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅱ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅲ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅳ区分 (多子世帯)

☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3か月ごとに判定し、それ以降は1年ごとに判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1か月当たりの授業料減免額 円

入学料減免額 円

4. 減免後の納付額

授業料 (年 月分～ 年 月分) 円

☐ 年 月 日までに納付してください。

☐ 減免相当額を指定の口座に還付します。

入学料 円

☐ 減免相当額を指定の口座に還付します。

(参考) 入学料の減免額等

減免区分	入学料減免額	減免前の入学料の額	減免後の入学料の額
	円	円	円

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1か月当たり)	減免前の授業料の額 (1か月当たり)	減免後の授業料の額 (1か月当たり)
年 4月		円	円	円
年 5月		円	円	円
年 6月		円	円	円
年 7月		円	円	円
年 8月		円	円	円
年 9月		円	円	円
年10月		円	円	円
年11月		円	円	円
年12月		円	円	円
年 1月		円	円	円
年 2月		円	円	円
年 3月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

川崎市立看護大学授業料分納許可書

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった授業料の分納について、次のとおり許可します。

許 可 内 容	
分 納 対 象	年度 期分
分 納 回 数・ 分 納 金 額	第 1 回 目 円 回・第 2 回 目 円 第 3 回 目 円
納 付 期 限	第 1 回 目 年 月 日 第 2 回 目 年 月 日 第 3 回 目 年 月 日

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等変更届

年 月 日

(あて先) 川崎市立看護大学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、在留資格等の変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学 年	

変更前の国籍・在留資格等

国 籍	☐ 日本国 ・ ☐ 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入) ☐ 永住者 ☐ 法定特別永住者 ☐ 日本人の配偶者等 ☐ 永住者の配偶者 ☐ 定住者
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月



変更後の国籍・在留資格等

国 籍	☐ 日本国 ・ ☐ 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国以外」の人のみ記入) ☐ 永住者 ☐ 法定特別永住者 ☐ 日本人の配偶者等 ☐ 永住者の配偶者 ☐ 定住者
在留期限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月
永住の意思	(在留資格等が「定住者」の人のみ記入) ☐ ある ☐ ない

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の生計維持者変更届

年 月 日

(あて先) 川崎市立看護大学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、生計維持者が変わりましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学 年	

生計維持者 1

変更前の生計維持者 1

本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他			
(フリガナ)				
氏 名	姓	名		
生年月日	年 月 日			

変更後の生計維持者 1

本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他			
(フリガナ)				
氏 名	姓	名		
生年月日	年 月 日			

生計維持者 2

変更前の生計維持者 2

本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他			
(フリガナ)				
氏 名	姓	名		
生年月日	年 月 日			

変更後の生計維持者 2

本人との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 支援対象者本人 ☐ その他			
(フリガナ)				
氏 名	姓	名		
生年月日	年 月 日			

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における学業成績の判定結果通知書

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、 年度（前期・後期・
通年）の適格認定における学業成績の判定を行った結果、同施行規則別表第2の上欄に掲げる廃
止・停止・警告の区分のいずれにも該当しないことを確認し、授業料減免を継続することとしま
す。

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における学業成績の判定結果通知書（警告）

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき 年度（前期・後期・通年）の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので、施行規則第15条第3項に基づき通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、承認を停止又は取消す（授業料等減免を終了する）こととなりますので、申し添えます。

〔判定の結果〕 警告

- 事由 ☐ 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
☐ GPA等が学部等における下位4分の1に該当
☐ 学修意欲が著しく低い状況

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知書

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第1項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

1. 承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 第Ⅰ区分

☐ 第Ⅱ区分

☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

☐ 第Ⅰ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅱ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅲ区分 (多子世帯)

☐ 第Ⅳ区分 (多子世帯)

☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

入学金 円

授業料 円 (年 月分 ～ 年 月分)

4. 減免後の納付額

入学金 円

授業料 円 (年 月分 ～ 年 月分)

※ 月 日までに 円を納付してください。

(参考)

従前（ 年 月～ 年 月）の減免区分【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
入学金		
授業料 （ 年 月～ 年 月）		

新たな減免区分（ 年 月～ 年 月）【第 区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 （ 年 月～ 年 月）		

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の 適格認定における収入額・資産額の判定結果通知書

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第2項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

1. 承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

☐ 第Ⅰ区分

☐ 第Ⅱ区分

☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

☐ 第Ⅰ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅱ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅲ区分（多子世帯）

☐ 第Ⅳ区分（多子世帯）

☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3か月ごとに判定し、それ以降は1年ごとに判定します。 年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。

新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1か月当たりの授業料減免額 円

4. 減免後の納付額

年 月分～ 年 月分の授業料の減免後納付額や納付先等については、 年 月頃に別途通知します。

(参考) 年度の授業料の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1 か月当たり)	減免前の授業料の額 (1 か月当たり)	減免後の授業料の額 (1 か月当たり)
年 4 月		円	円	円
年 5 月		円	円	円
年 6 月		円	円	円
年 7 月		円	円	円
年 8 月		円	円	円
年 9 月		円	円	円
年 1 0 月		円	円	円
年 1 1 月		円	円	円
年 1 2 月		円	円	円
年 1 月		円	円	円
年 2 月		円	円	円
年 3 月		円	円	円

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の承認取消通知書

年 月 日付（文書番号）により通知した授業料等減免対象者としての承認について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき、次のとおり取り消しますので通知します。

1. 承認取消により減免を行わないこととなる月

年 月

※ 次の事由に該当したため、学年の始期に遡って、承認の効力が失われます。（次の i）～iv）に該当の場合は、この一文を削除）

2. 承認取消の事由

- ☐ 偽りその他不正の手段により授業等減免を受けた。
- ☐ 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
 - ☐ i）修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - ☐ ii）修得した単位数等の合計数が標準単位数の 6 割以下
 - ☐ iii）学修意欲が著しく低い状況
 - ☐ iv）警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
 - ☐ v）上記 i）～iv）に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
- ☐ 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3. 承認取消に係る納付額

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。

第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市立看護大学授業料等減免承認取消通知書

年 月 日付（文書番号）により許可した（授業料等減免・授業料の分納）について、川崎市立看護大学授業料等の減免等取扱要綱第13条の規定に基づき、次のとおり取り消しますので通知します。

1. 承認取消により減免を行わないこととなる月

年 月

※ 次の事由に該当したため、学年の始期に遡って、承認の効力が失われます。（次の i）～iv）に該当の場合は、この一文を削除）

2. 承認取消の事由

- ☐ 偽りその他不正の手段により授業等減免を受けた。
- ☐ 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
 - ☐ i）修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - ☐ ii）修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
 - ☐ iii）学修意欲が著しく低い状況
 - ☐ iv）警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
 - ☐ v）上記 i）～iv）に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
- ☐ 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3. 承認取消に係る納付額

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の支援停止申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市立看護大学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援について、以下の通り承認の効力を停止するよう申請します。

なお、支援の再開を希望するときは、別途、当該停止を解除する旨の申請をいたします。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部 ・学科等		学 年	

減免を停止する期間	[始期]	年 月
	[終期] (予定)	年 月

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての
承認の効力の停止に関する通知書

年 月 日付（文書番号）により通知した授業料等減免対象者としての承認について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条第1項に基づき、次のとおり承認の効力を停止しますので通知します。

1. 減免承認の効力の停止により、減免を停止する期間

年 月 ～ 年 月（予定）

2. 事由

- ☐ 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。
- ☐ 休学を認められた。（ 年 月～ 年 月（予定））
- ☐ 適格認定における学業成績の判定の結果、警告の区分に連続して該当した。
- ☐ 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。

適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に

- ☐ 係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ施行規則第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。
- ☐ 本学が定める日までに必要書類の届出（提出）を行わなかった。
- ☐ 承認の効力の停止について本人から申出があった。

3. 停止期間に係る授業料等の納付

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

※ 月 日までに 円を納付してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の停止解除（支援の再開）申請書

年 月 日

（あて先）川崎市立看護大学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下の
とおり承認の効力の停止を解除するよう申請します。

フリガナ		入学 年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部 ・学科等		学 年	

減免の停止の始期

年 月

停止の解除（支援の再開）を希望する年月

年 月

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の実績に関する報告書

年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免について、本学における下記の者の授業料等減免の実施実績を報告します。

フリガナ		本学に入学した 年度	年 月
氏 名			
所属学部・ 学科（本学）		修業年限 （本学）	年
所属学部・ 学科等（貴学）		貴学に転学・ 編入学した年度	年 月

本学における授業料等減免の実績

授業料等減免対象者として承認した年月	年 月	
授業料を減免した期間	年 月～ 年 月（計 月間）	
入学金の減免	有 無	
授業料等減免対象者として承認の取消し	有 無	（承認取消となった年月） 年 月
授業料等減免対象者としての承認の効力の停止	有 無	（承認効力停止となった年月） 年 月～ 年 月
（承認の効力の停止が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択） ☐ 休学を認められた。（ 年 月～ 年 月（予定）） ☐ 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。 ☐ 適格認定における学業成績の判定の結果、警告の区分に連続して該当した。 ☐ 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ省令第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。 ☐ 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。 ☐ 本学が定める日までに必要書類等の届出（提出）を行わなかった。		
直近の適格認定における学業成績の判定を実施した年月	年 月	
適格認定における学業成績の判定【警告】	有 無	（警告となった年月） 年 月
（学業成績の判定【警告】が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択） 事由 ☐ 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下 ☐ G P A等が学部等における下位4分の1に該当 ☐ 学修意欲が著しく低い状況		

備考（特記事項）

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の変更承認に関する申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市立看護大学長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免について、現在承認を受けているものとは別の承認事由に変更して対象者としての認定を受けたいので、以下のとおり申請します。

フリガナ		入学年月	年 月
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学 年	

現在の承認事由

- ☐ 授業料等負担が困難
- ☐ 多子世帯

変更後の承認事由

- ☐ 授業料等負担が困難
- ☐ 多子世帯

第 号
年 月 日

様

川崎市立看護大学
学長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免変更承認結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免における承認事由変更について、下記のとおり承認し、授業料等の減免を行いますので通知します。

1. 変更前の承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

- ☐ 第Ⅰ区分
- ☐ 第Ⅱ区分
- ☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

- ☐ 第Ⅰ区分 (多子世帯)
- ☐ 第Ⅱ区分 (多子世帯)
- ☐ 第Ⅲ区分 (多子世帯)
- ☐ 第Ⅳ区分 (多子世帯)
- ☐ 多子世帯

2. 変更後の承認事由及び減免区分

☐ 授業料等負担が困難

- ☐ 第Ⅰ区分
- ☐ 第Ⅱ区分
- ☐ 第Ⅲ区分

☐ 多子世帯

- ☐ 第Ⅰ区分 (多子世帯)
- ☐ 第Ⅱ区分 (多子世帯)
- ☐ 第Ⅲ区分 (多子世帯)
- ☐ 第Ⅳ区分 (多子世帯)
- ☐ 多子世帯

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

授業料 円 (年 月分 ～ 年 月分)

4. 減免後の納付額

授業料 円 (年 月分 ～ 年 月分)

※ 月 日までに 円を納付してください。

(参考)

	減免前の金額	減免後の金額
入学料		
授業料		
(年 月～ 年 月)		

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。